

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	ふぐ処理業の認証書の書換え
②	法令名	京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例
③	法令番号	昭和51年京都府条例第44号
④	根拠条項	第11条第5項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	(条例) 第11条 5 ふぐ処理業者は、認証書の記載事項に変更があったときは、当該変更を生じた日から10日以内に、知事に認証書の書換えを申請しなければならない。
⑦	審査基準	(同条例施行規則)第13条第2項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	10日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生担当(075-414-4759)
⑬	備考	